

第 10 章 模倣品対策

第1節 模倣被害の現状

1. 世界全体での模倣被害

2004年5月、世界税関機構（WCO）及び国際刑事警察機構（ICPO）によりブラッセルで開催された第1回世界模倣品・海賊版撲滅会議において、世界の模倣品取引額は年間5,000億ユーロに上がると推定され、巨大犯罪組織やテロ組織も関与しているという事態の指摘がなされた。

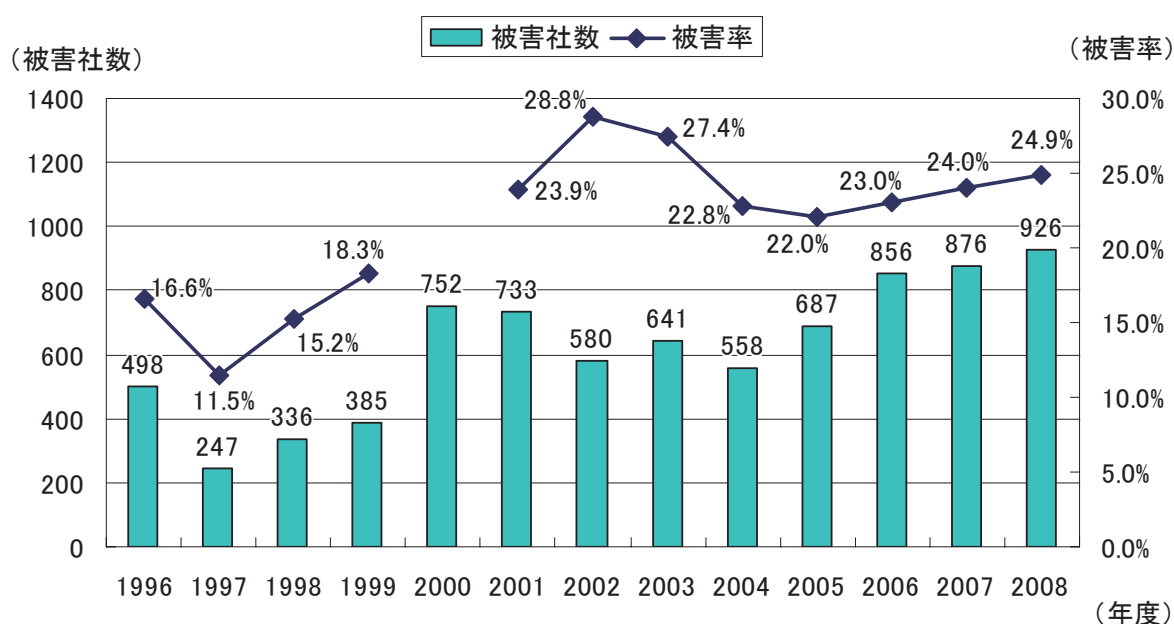
国際商業会議所（ICC）によれば、全世界の模倣被害額の推計は世界貿易額の5-7%であるとされ、IMFの統計によれば、2002年の世界貿易額（輸出ベース）が約6兆4,192億米ドルであり、全世界の模倣被害額を7%で計算すると4,493億米ドルと推定される。

2. 我が国企業の模倣被害

1996年以降、過去5年間の出願（特許、実用新案、意匠、商標）の合計出願件数の多い企業・団体8,000社を対象にアンケート調査を行い分析し、収集した模倣被害の情報を広く提供している。

アンケートの結果、被害率は2002年がピークとなっており、被害社数は2006年以降、毎年更新を続けている。

【模倣被害社数及び模倣被害率の推移】



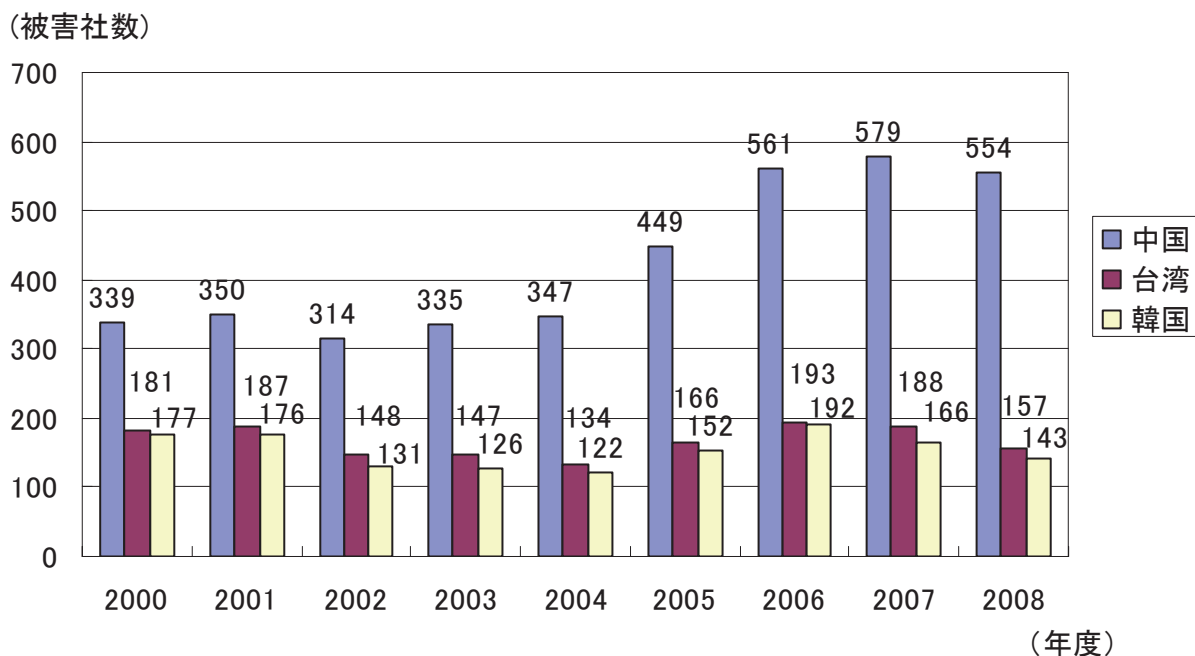
（備考）模倣被害率＝模倣被害社数／総回答社数。

2000年度の調査は、被害社のみを対象としたために模倣被害率は不明。

（資料）2009年度模倣被害調査報告書

模倣被害を受けた主要な国・地域のうち、全被害社数に占める当該国・地域別被害社数の割合は、中国の占める割合が最も高い。

【主要製造国・地域別模倣被害社数】



【主要製造国・地域別模倣被害社数及び被害率（複数回答）】

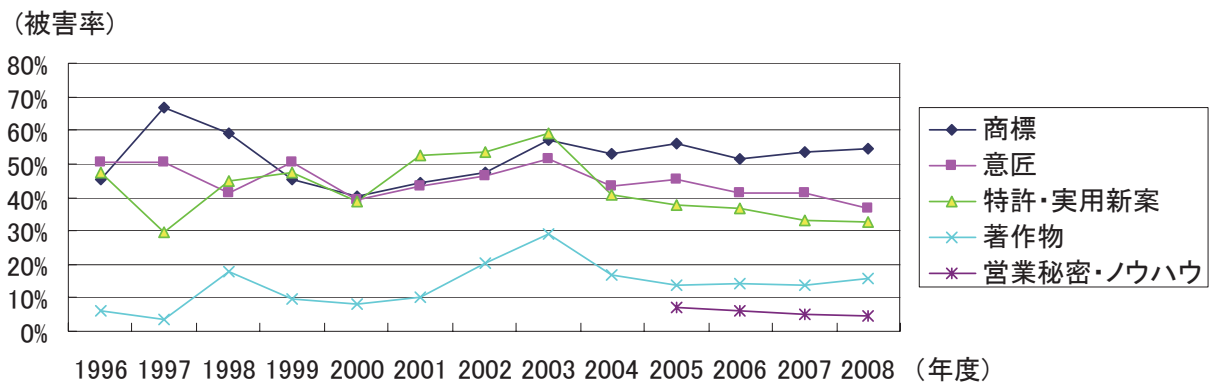
年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
中国	339 (45.1%)	350 (47.7%)	314 (54.1%)	335 (52.3%)	347 (62.2%)	449 (65.4%)	561 (65.5%)	579 (66.1%)	554 (59.8%)
台湾	181 (24.1%)	187 (25.5%)	148 (25.5%)	147 (22.9%)	134 (24.0%)	166 (24.2%)	193 (22.5%)	188 (21.5%)	157 (17.0%)
韓国	177 (23.5%)	176 (24.0%)	131 (22.6%)	126 (19.7%)	122 (21.9%)	152 (22.1%)	192 (22.4%)	166 (18.9%)	143 (15.4%)
全被害社数	752	733	580	641	558	687	856	876	926

(備考) 上段は国・地域別被害社数、下段は全被害社数に占める当該国・地域別被害社数の割合を示す。

(資料) 2009 年度模倣被害調査報告書

模倣被害社数の権利別割合の推移で見ると、意匠及び特許の割合が漸減しているが、商標については微増であり、50%超で推移している。

【知的財産権権利別模倣被害社の割合の推移（複数回答）】



年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
商標	45.2%	66.8%	59.2%	45.2%	40.3%	44.3%	47.6%	56.9%	53.0%	56.2%	51.6%	53.5%	54.5%
意匠	50.6%	50.6%	41.4%	50.6%	39.2%	43.2%	46.2%	51.3%	43.2%	45.6%	41.2%	41.3%	36.6%
特許・実用新案	47.4%	29.6%	44.9%	47.4%	38.8%	52.7%	53.3%	59.0%	41.0%	37.6%	36.9%	33.0%	32.7%
著作物	6.0%	3.6%	17.9%	9.9%	8.2%	10.4%	20.3%	29.2%	16.8%	13.7%	14.5%	13.9%	15.6%
営業秘密・ ノウハウ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.1%	6.0%	5.1%	4.8%
全体（被害社数）	-	-	336	385	752	733	580	641	558	687	856	876	926

(資料) 2009 年度模倣被害調査報告書

第2節 日本国政府の取組

1998年3月、特許庁に模倣品相談窓口を設置したのを皮切りに、税関・警察との連携強化、相手国政府への働きかけ、現地情報の収集と国内産業界への提供、模倣対策マニュアルの作成等を開始した。

2004年8月、経済産業省に政府模倣品・海賊版総合窓口が設置されたことに伴い、個別の相談案件については、基本的に同窓口が一元化して対応し、国内の産業財産権に係る権利者の相談については引き続き特許庁で対応することとなった。

1. 海外における模倣品被害への対応

北京、上海、香港、台北、ソウルのエンフォースメントに関する情報を収集するとともに、模倣対策マニュアルを作成・配布し、インターネット等でも情報の提供を開始した。

(1) 模倣対策マニュアルの作成

海外に進出している日本企業等の知的財産権の保護のため、以下のマニュアル類を作成した。

【これまでに作成した模倣対策マニュアル等一覧】

模倣対策マニュアル・ハンドブック類	作成開始年度
模倣対策マニュアル（台湾編）	1997
模倣対策マニュアル（タイ編）	1998
模倣対策マニュアル（インド編）	1998
模倣対策マニュアル（インドネシア編）	1998
模倣対策マニュアル（マレーシア編）	1998
模倣対策マニュアル（香港編）	1999
模倣対策マニュアル（フィリピン編）	1999
模倣対策マニュアル（ベトナム編）	1999
模倣対策マニュアル（韓国編）	2000
模倣対策マニュアル（中国編）	2000
模倣対策マニュアル（シンガポール編）	2000
模倣対策マニュアル（中東編）	2000
メキシコの工業所有権行政の現状	2001
模倣対策マニュアル（チリ編）	2001
模倣対策マニュアル（パナマ編）	2001
模倣対策マニュアル（アルゼンチン編）	2001
模倣対策マニュアル（ブラジル編）	2001
模倣対策マニュアル（ロシア編）	2001
模倣対策マニュアル（トルコ編）	2006
アセアン・インド知的保護ハンドブック	2007
中国知財リスク対策マニュアル	2007
模倣対策マニュアル別冊―特許訴訟を主題とした知的財産案件の民事訴訟プロセス―（台湾編）	2008

(2) 知的財産権侵害判例・事例集

1999 年度から発展途上国・地域における模倣品対策に関する情報を収集し、模倣品被害の多発する国・地域（インド、インドネシア、韓国、タイ、台湾、中国、フィリピン、ベトナム、香港、マレーシア）の知的財産権侵害判例・事例集の作成、提供を行っている。

2. 国内における模倣品被害への対応

善意の消費者の被害を防ぐため、また、故意による模倣品購入を防ぐため「模倣品・海賊版キャンペーン」として、2003 年から、ポスターやテレビスポット CM (TVCM) 等を通じた啓発活動を行っている。

【年度別キャンペーン内容】

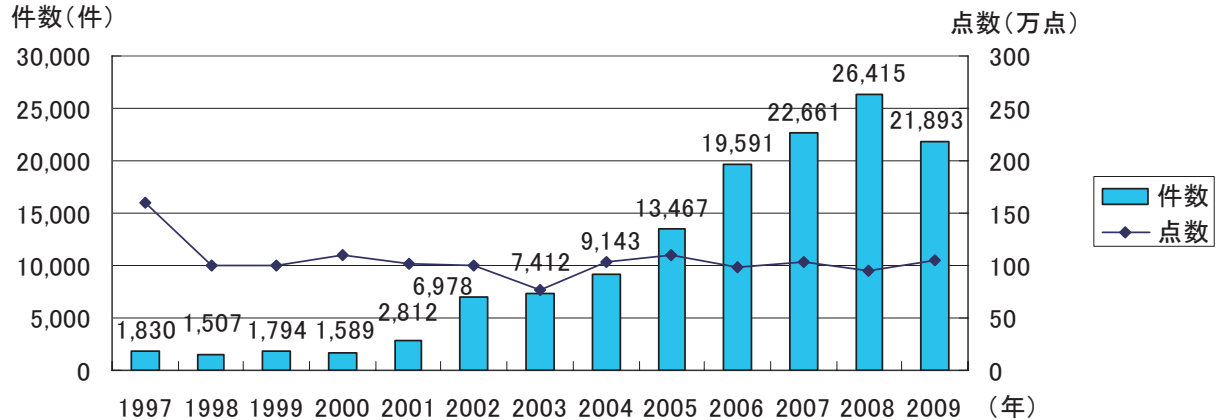
年度	キャンペーン内容
2003	TVCM、成田等の国際空港や警察などのポスター掲示、オークションサイトでのキャンペーン告知、小冊子（「ファブリカトゥール」及び「No Fake」）の配布に加え、特許庁ホームページ上にインターネット・コンテンツを掲示。
2004	TVCM、全国官公庁、税関、警察などでのポスター掲示、オークションサイトでのバナー広告。
2005	全国官公庁、空港事務所等にポスター掲示、各種雑誌に広告掲載、オークションサイトでのバナー広告、海外旅行者向けリーフレット配布に加え、インターネット上に特設ウェブサイトを開設。
2006	TVCM、ポスター、バナー広告、特設サイトに加え、電車内ステッカー広告や航空機内誌に広告を掲載。また、経済産業省 1 階ロビーで模倣品見本、パネルを展示。
2007	TVCM、ポスター、特設ウェブサイト、バナー広告に加え、新聞広告。特許庁 1 階ロビーで模倣品見本、パネルを展示。
2008	TVCM、ポスター、特設ウェブサイト、バナー広告に加え、公共交通機関広告、劇場広告。
2009	TVCM、ポスター、特設ウェブサイト、バナー広告、公共交通機関広告。

3. 水際での取締り

知的財産侵害物品の輸入差止件数は年々増加しており、8 年連続で過去最高の件数（2008 年）となったが、2009 年は 9 年ぶりに前年比減となった。

近年、ニセモノ業者が独自のウェブサイトにより注文を受け、海外から我が国へ国際郵便等により少量の偽ブランド品を発送するなど、インターネットを介した手法が多くなっている。

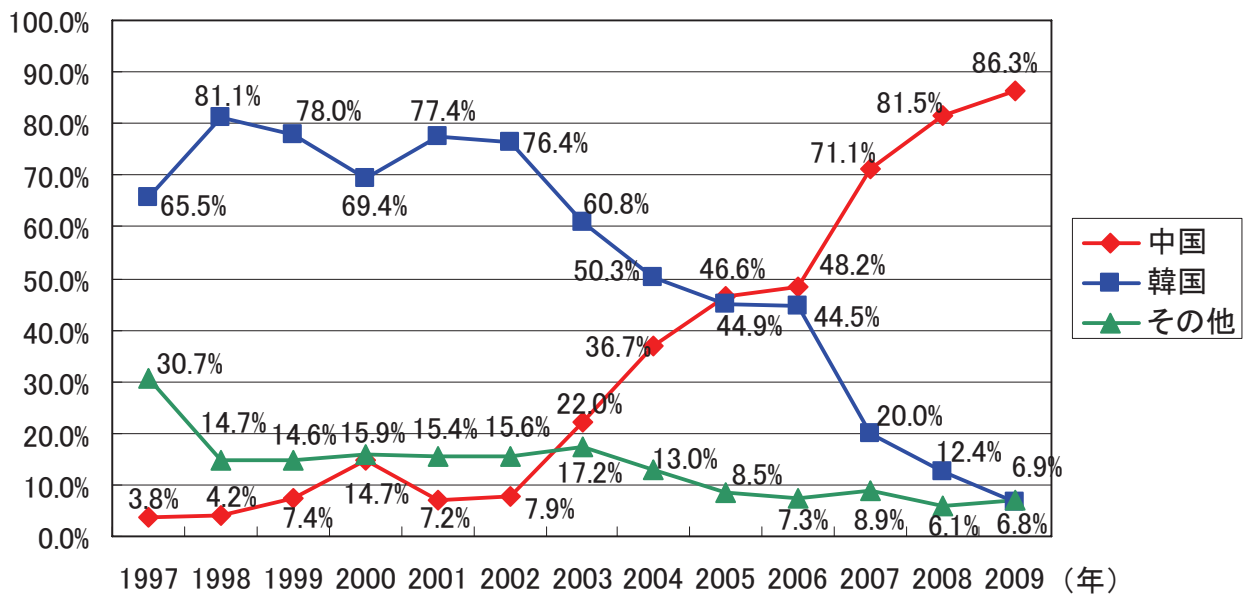
【知的財産侵害物品の輸入差止実績】



(資料) 税関ホームページより

仕出国別の輸入差止件数は、2001 年は、韓国の 2,177 件が最多で全体の 77.4%であった。その後、中国を仕出国とする差止件数が年々急増し、2009年には18,893件で全体の86.3%を占めるに至り、模倣品の一極集中化が進んでいる。

【仕出国・地域別差止実績】



(備考) 台湾及び香港の件数は中国の外数として「その他」に計上。

(資料) 税関ホームページより

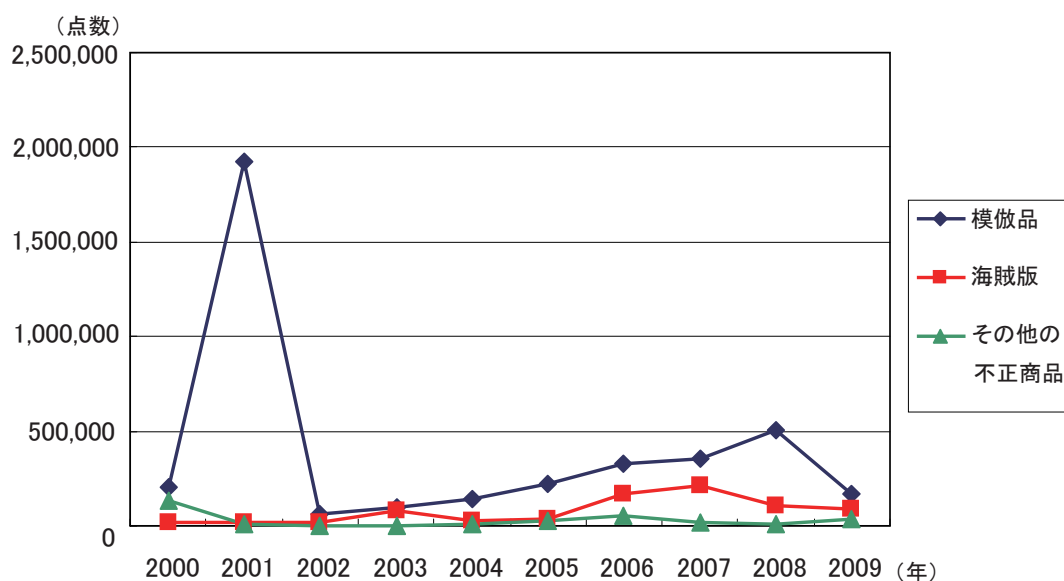
2001 年の知的財産権権利別差止件数は商標権 96.7%、差止点数は著作権 68.4%であった。2009 年は件数では商標権 97.5%、点数では商標権 73.6%となり、著作権は 16.0%に減少した。

特許庁は、税関からの照会への対応や、我が国税関職員への研修を通じて差止めに協力している。2003 年 4 月には、関税定率法の改正が行われ¹、特許権、実用新案権及び意匠権の侵害物品についても、輸入差止申立制度の対象とし、併せて権利者の求めに応じ、侵害疑義物品に係る権利の内容のうち、技術的な点について税関から特許庁に照会する制度が導入された。

4. 日本国内での取締り

警察による取締りによる模倣品押収点数は、2003 年以降漸増していたが、2009 年は激減している。

【知的財産権侵害品の押収状況の推移】



	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
模倣品	202,524	1,923,163	65,361	95,617	143,228	219,852	326,314	356,283	507,142	171,520
海賊版	21,454	17,831	13,906	81,450	25,772	34,280	169,717	217,073	105,095	88,109
その他の不正商品	130,035	10,635	62	-	7,698	30,564	57,519	15,440	5,072	32,170
合計	354,013	1,951,629	79,329	177,067	176,698	284,696	553,550	588,796	617,309	291,799

(備考) 2001 年以前の音楽 CD・テープの押収点数は、「その他の不正商品」に計上。

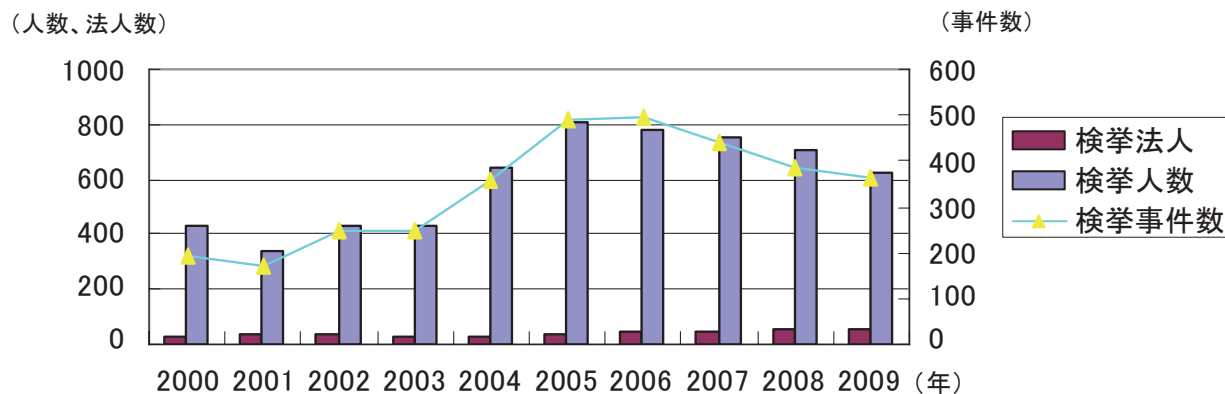
「その他の不正商品」とは、産地・品質等を偽装した偽装表示ラベルなど。

(資料) 警察庁ホームページより

¹ 2007 年 1 月、輸出してはならない貨物の規定の導入と同時に、輸出についての差止申立制度及び認定手続を導入。なお、関税法に輸出してはならない貨物の規定が導入された際に、従来関税定率法に規定されていた輸入禁制品の規定は、輸入してはならない貨物の規定として関税法に移行された。

警察による知的財産侵害事犯の検挙事件数、検挙人数は、共に 2005-2006 年をピークに下降傾向にある。

【知的財産権侵害事犯の検挙状況】

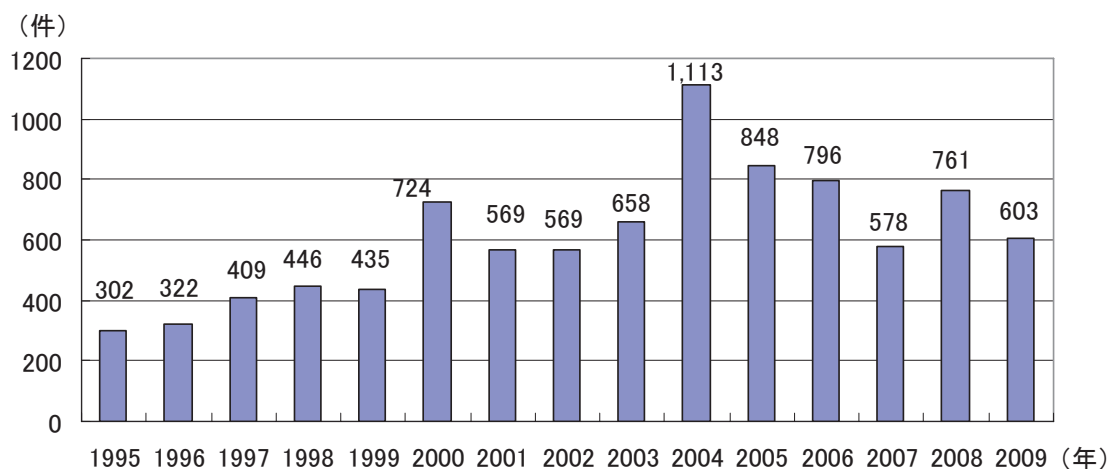


年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
検挙法人	26	36	39	26	30	40	42	50	51	56
検挙人数	431	340	435	431	644	805	783	756	710	620
検挙事件数	193	173	246	245	359	492	493	441	385	364

(資料) 警察庁ホームページより

国内での模倣品製造・流通を防ぐため、特許庁は我が国の警察からの知的財産侵害事件に関する照会への対応を通じて取締りに協力している。

【警察から特許庁への知的財産事案照会件数の推移】



(資料) 特許庁作成

5. 民間主導の取組

(1) プロジェクトの概要

我が国の企業・業界団体の中には、従来から、精力的な調査活動により模倣品の製造業者や流通ルートを特定した上で現地取締機関に取締りを要請する等、模倣品対策に積極的に取り組む企業・業界もある。しかしながら、こうした取組には粘り強い努力が必要であり、人的・資金的制約の中で十分な対応ができていない場合も多い。また、個々の企業・業界単位による対応では現地政府・取締機関に対する交渉に限界があることも否めない。

このような状況を踏まえ、業種横断的な産業界の連携を推進し、我が国政府と一体となって模倣品対策を強化するため、2002年4月に「国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）」が設立され、「侵害国政府への模倣品対策強化要請」、「情報交換・調査研究」、「侵害国政府に対する人材育成協力」といったプロジェクトを実施している。

IIPPF は、メンバー全体の意志決定機関として総会を設置し、議論を行う場として企画委員会を置くとともに、主要な活動は、以下の4つのプロジェクトにより行われている。

【各プロジェクトの主要な活動内容】

第1プロジェクト	中国における模倣品対策が中心。中国政府関係者との対話のため、官民合同ミッションの派遣、中国政府関係者の日本への招へい等。
第2プロジェクト	中国以外の知的財産権侵害発生国に対する対策。
第3プロジェクト	中小企業の海外での模倣品対策事例を紹介し、対策手段等をプロジェクトメンバー間で共有。
第4プロジェクト	知的財産権に係る普及啓発活動を実施。

(2) 官民合同ミッション

官民合同ミッションについては、以下のとおり訪中・訪印・訪中東ミッションが実施された。

【訪中ミッション】

日程	概要
2002年12月1-7日	知的財産政策及びエンフォースメントに関係する中央・地方の各政府機関への要請と、エンフォースメント担当職員に対するセミナーの開催。
2004年5月9-15日	刑事訴追を中心とする再犯者対策の強化、デッドコピーなど外観デザイン模倣品対策の強化、被害を受けている出願中の特許に関する優先審査制度の導入などについて、意見交換。
2005年6月12-16日	模倣品・海賊版取締強化支援のため、同年6月9日に模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議決定された、「知的財産保護協力・能力構築支援戦略」を紹介し、日本から協力事項を提案。
2006年6月4-9日	中国政府の知的財産保護強化に向けた取組に協力する一方、中国自身のためになる法改正等の要請について、日本企業の被害の実態や経験を踏まえ、事実関係を伝えて改善要請。

日程	概要
2007 年 9 月 16-20 日	協力事項として、中国の特許審査官に対する技術説明会や地方取締官向けセミナー等の開催を提案するとともに、外国周知の未登録商標の冒認出願からの保護や「コピー車」問題対策等に関し具体的な要請。
2008 年 6 月 9-12 日	専利法改正案に対する日本側の要望を提示し、意見交換。
2008 年 9 月 21-25 日	執行機関に対し、これまで IIPPF が提出した建議事項につき再度討議したほか、日中双方にとり効果的な協力支援事業の実施に向け意見交換。
2009 年 2 月 10-13 日	模倣品・海賊版問題への取組強化、我が国地名等の第三者による冒認出願への対応強化、2008 年 6 月に中国政府が発表した知的財産政策の基本となる「国家知財戦略綱要」の着実な実行等を要請するとともに、両国間の知財保護に関する協力に関する意見交換。
2009 年 12 月 8-12 日	これまで IIPPF が提出した建議事項につき再度討議したほか、模倣品ビジネスが行いにくい環境作りに向けて討議し、同年 10 月に施行された改正専利法に係る実施条例や審査指南の施行予定、関連法規の改正の状況について確認。

【訪印ミッション】

日程	概要
2008 年 2 月 18-25 日	中国以外では初の官民合同ミッション。インドの知的財産権に関する政府機関と協議するため派遣し、知的財産法制度に関する相互理解の討議を行い日本の権利者からの要望を伝えるとともに、インドの模倣品・海賊版の実態及びこれらに対する対応策を確認。

【訪中東ミッション】

日程	概要
2009 年 1 月 24-29 日	サウジアラビア王国及びアラブ首長国連邦の知的財産保護に係る政府機関等に対して、模倣品取締の強化に係る要請、及び意見交換を行うため派遣。日本の権利者からの要望を伝えるとともに、具体的な協力事業も提案した。ミッションに併せ真贋判定セミナーも開催。
2010 年 1 月 21-28 日	サウジアラビア王国及びアラブ首長国連邦の知的財産保護に係る政府機関等に対して、模倣品取締に係る意見交換を行うとともに、真贋判定セミナーを開催。

第3節 世界的な取組

1. 主要国首脳会議（サミット）

世界的な拡がりを見せる模倣品・海賊版による被害に対し、以下のサミット（G8）で模倣品・海賊版撲滅のための言及がされた。

【サミットにおける模倣品対策に関する言及】

年	サミット	模倣品対策に関する内容
2005	グレンイーグルズ	模倣品・海賊版の削減のための行動に関する声明を発表。また、内閣総理大臣より、「法的枠組み」の必要性を発言。
2006	サンクトペテルブルク	模倣品・海賊版の貿易を削減する具体的な措置の概要を示す声明を発表。共同声明では、「法的枠組み」について専門家レベルでの議論の継続を発表。
2007	ハイリゲンダム	イノベーションの推進及び保護に資する具体的な措置の概要を示す声明を発表。「法的枠組み」については、引き続き専門家による研究を継続することを認識。
2008	北海道洞爺湖	首脳宣言において知的財産権の効果的な保護と促進、効率的な知的財産制度の促進について言及。
2009	ラクイラ	首脳宣言において、①模倣品・海賊版に対する包括的、野心的な国際協力の重要性、②模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）（仮称）の可及的速やかな合意に向けた努力の継続、③OECDの模倣品・海賊版の経済影響に関する調査研究へ政府及び産業界の参加を奨励、④デジタル海賊版及び模倣品の世界的拡散に関するインターネット等影響について理解を深めることの重要性について言及。

2. 模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）構想

我が国は、2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、内閣総理大臣が模倣品・海賊版の拡散防止に向けた法的枠組み策定の必要性を提唱して以来、先進国及び知的財産権の保護に高い志を有する発展途上国は、共に本件構想の実現に向けて積極的に議論を行ってきた。

そして、知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な法的枠組みである「模倣品・海賊版拡散防止条約（Anti-Counterfeiting Trade Agreement, ACTA）（仮称）」の実現に向けて、知的財産権の保護に関心の高い国々と緊密に連携を図り、本条約において実現していくべき内容についての集中的な協議を開始することとなった。

模倣品・海賊版は世界中に拡散し、経済の持続的な成長に対する脅威になっているだけでなく、消費者の健康や安全を脅かしている。更にはインターネットを通じた模倣品等の

売買による知的財産権の侵害等の新たな問題も急速に拡大している。

ACTA は、こうした課題に効果的に対処していくため、知的財産権の執行に係る強力な法的規律と、その執行の強化及び国際協力を柱とする、高いレベルでの国際的な法的枠組みの構築を目指していくものである。

2006 年から 2007 年にかけて、初期の関心を有する者（カナダ、欧州連合、日本、スイス、米国）は、ACTA に関する予備的な議論を行った。2008 年 6 月には、より広範な参加者（オーストラリア、カナダ、欧州連合 27 加盟国、日本、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、韓国、シンガポール、スイス及び米国）を得て、交渉が開始された。参加国は、2010 年中の交渉妥結を目指している。会合の議題については、事前に各国のウェブサイト上で、公開されている。

本来、主権国家間で貿易交渉を行っている間は、特に交渉の初期段階においては、交渉中の文書を公衆一般に共有しないことが受け入れられた慣行として踏襲されてきたが、各種団体が、交渉の内容についてより多くの情報を入手したいと関心を示し条文案の公開を求めてきたことを反映し、2010 年 4 月の第 8 回会合後、最新の条文案を各国のウェブサイトで公開することとなった。

ACTA 交渉で議論されている主要事項は以下のとおりである。

(1) 法的規律の形成

①民事上の執行

- ・適切な損害額の定義、損害部の算定
- ・司法当局等の差止命令権限及び暫定措置
- ・合理的な訴訟費用の償還等

②国境措置

- ・取締りの対象範囲（輸出及び通過の取締り）
- ・権利者による税関への申立手続
- ・職権による物品の差止め
- ・侵害物品の没収及び廃棄の手続
- ・侵害物品の保管及び廃棄の費用等

③刑事上の執行

- ・商標権及び著作権の侵害に対する手続及び罰則
- ・侵害の疑いのある物品等に係る司法当局の差押え及び没収の権限
- ・模倣ラベルの取引及び視聴覚的著作物の盗撮に対する手続及び罰則等

④デジタル環境における知的財産権の執行

- ・インターネット上における著作権及び関連する権利の侵害防止に関するインターネット・サービス・プロバイダのあり得る役割と責任等

(2) 国際協力の推進

- ・ 国際的な執行協力の重要性の認識共有
- ・ 情報交換を含む執行当局間の協力の推進
- ・ 統計資料及び最良の実例等の共有
- ・ 発展途上国の能力開発及び技術支援

(3) 執行実務の強化

- ・ 執行機関における知的財産専門家の育成
- ・ 関連情報の収集及び分析
- ・ 当局間の国内調整の強化、訪問団体の設定の奨励
- ・ 国境措置におけるリスク管理
- ・ 執行に係る手続情報の公表
- ・ 侵害による有害な影響に対する公衆意識の向上等

